資料２

東日本大震災被災地への職員派遣の見直しについて

○　愛知県市長会事務局から、平成２８年４月２６日開催の人事担当課長会議の議案として提出し、各市の意見を徴収

Ａ：全国市長会からの要請が続く限り、現在の方針どおり職員派遣を実施
１９市
（豊橋、岡崎、春日井、刈谷、安城、蒲郡、犬山、常滑、小牧、稲沢、知多、岩倉、豊明、田原、愛西、清須、みよし、あま、長久手）

Ｂ：職員派遣を縮小する方針
６市（瀬戸、豊川、津島、江南、知立、北名古屋）

Ｃ：平成２９年度若しくは２９、３０年度は、現在の方針どおり職員派遣を実施し、その後、方針を撤廃し各市の判断で職員派遣を実施
２市（碧南市、豊田市）

Ｄ：平成２９年度から方針を撤廃し各市の判断で職員派遣を実施
３市（高浜、日進、弥富）

Ｅ：その他　　**８市**
名古屋…全国スキーム以外で職員派遣を行っているため意見なし
一宮…未定、人材の確保に苦慮している
半田…人件費負担がある前提において、現在の方針どおり派遣実施
西尾…平成 30 年度までは、現在の方針どおりとし、その後に見直し
新城…東三河地域防災協議会の派遣方針を尊重しつつ、可能な範囲で実施
東海…姉妹都市へ職員を派遣しており、可能な限り派遣を継続
大府…県内各市・近隣市の意見を踏まえ検討
尾張旭…派遣の取りやめを含めて検討し、方針を整備して欲しい

≪平成２９年度派遣方針：事務局案≫

○　ＡとＣの市が２１市と過半数以上であることに加え、Ｅの内４市は、現状どおり又は可能な限り派遣を継続と答えている。一方で、職員派遣の縮小もしくは派遣方針の撤廃を求めているところもＢとＤで９市ある。

○　本アンケートの回答回収中、熊本地震が発生し、現在までに、県内１９市において３０名（名古屋市は除く）の短期派遣が行われており、平成２８年７月２５日には、全国市長会が中長期的な職員派遣の依頼を各市に発出した。

○　以上を総合的に勘案し、**派遣方針を一部見直すこととし、今後の被災地職員派遣の派遣先については、東日本大震災又は熊本地震被災地と改めて、職員派遣を実施**することとする。

【３７市の内訳】

３０万人以上の市	（５市）	１５名
１０万人以上３０万人未満の市	（９市）	１８名
１０万人未満の市	（23 市）	２３名

人口	市名	派遣人数	人口	市名	派遣人数
30万人以上	豊田市	3	10万人未満	江南市	1
	一宮市	3		日進市	1
	岡崎市	3		大府市	1
	豊橋市	3		あま市	1
	春日井市	3		北名古屋市	1
10万人以上30万人未満	安城市	2		知多市	1
	豊川市	2		尾張旭市	1
	西尾市	2		蒲郡市	1
	刈谷市	2		犬山市	1
	小牧市	2		碧南市	1
	稲沢市	2		知立市	1
	瀬戸市	2		豊明市	1
	半田市	2		清須市	1
	東海市	2		愛西市	1
				津島市	1
				みよし市	1
				田原市	1
				長久手市	1
				常滑市	1
				新城市	1
				岩倉市	1
				高浜市	1
				弥富市	1
合計					５６

平成２７年９月１日現在の推計人口（愛知県県民生活部統計課公表）による人口順

○　**今後のスケジュール**
８月２５日　　役員会にて審議　　２９年度以降の派遣方針を決定

２３　愛知県市長会東日本大震災被災地職員派遣助成交付金交付要領

（平成２４年１１月２７日施行）

（目　的）

第１条　この要領は、東日本大震災により被災した市町村へ職員を派遣する市に対し経費の一部を交付することにより、円滑な被災地への職員派遣に寄与することを目的とする。

（交付金の名称）

第２条　交付金の名称は、「東日本大震災被災地職員派遣助成交付金」（以下「交付金」という。）とする。

（交付金の対象）

第３条　交付金の対象は、派遣先市町村との連絡調整のための旅費、通信費、庁内事務費などとし、特に使途は限定しない。

（交付金の交付額）

第４条　交付金の交付額は、当該年度に派遣した実質年間派遣人員数に応じた額とし、その区分は別表に定める。実質年間派遣人員数は１年間を 1.0、６ヶ月間を 0.5、３ヶ月間を 0.25 として換算したものとする。

（交付申請及び交付決定）

第５条　交付金の交付を受けようとする市は、愛知県市長会が別に定める期日までに、交付申請書（様式第１号）により申請するものとする。

２　愛知県市長会は、交付申請書を受理したときは、内容を精査し、速やかに決定通知書（様式第２号）を市へ通知するとともに、別に定める期日までに交付するものとする。

（返　還）

第６条　愛知県市長会は、この要領に反すると認めたときは、当該市に対し交付金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

（その他）

第７条　この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要領は、平成２４年１１月２７日から施行する。

別表

区分	実質年間派遣 0.25～1.0人	実質年間派遣 1.25～2.0人	実質年間派遣 2.25人以上
交付額	230千円	300千円	370千円

愛知県市長会東日本大震災被災地職員派遣助成交付金交付要領の一部改正（案）
新旧対照表

新	旧
愛知県市長会東日本大震災及び熊本地震被災地職員派遣助成交付金交付要領 （目　的） 第１条　この要領は、東日本大震災及び熊本地震により被災した市町村へ職員を派遣する市に対し経費の一部を交付することにより、円滑な被災地への職員派遣に寄与することを目的とする。 （交付金の名称） 第２条　交付金の名称は、「東日本大震災及び熊本地震職員派遣助成交付金」（以下「交付金」という。）とする。	愛知県市長会東日本大震災被災地職員派遣助成交付金交付要領 （目　的） 第１条　この要領は、東日本大震災により被災した市町村へ職員を派遣する市に対し経費の一部を交付することにより、円滑な被災地への職員派遣に寄与することを目的とする。 （交付金の名称） 第２条　交付金の名称は、「東日本大震災職員派遣助成交付金」（以下「交付金」という。）とする。

参考

（平成24年度一般会計補正予算、平成25年度一般会計当初予算　参考資料）

東日本大震災被災地への各市の職員派遣に対する愛知県市長会の助成交付金の新設について

1　名　　称　　東日本大震災被災地職員派遣助成交付金

2　目　　的　　東日本大震災に係る被災市町村に対する職員の派遣について愛知県市長会としては県内全市で協力を願うため、職員を派遣した各市に対して助成金を交付する。

3　交　付　額　　実質年間派遣人員数に応じた額とする。

区分	実質年間派遣 0.25～1.0人 年間ベース1人以下の市	実質年間派遣 1.25～2.0人 年間ベース2人以下の市	実質年間派遣 2.25人以上 年間ベース2.25人以上の市
交付額	230千円	300千円	370千円

4　対象経費及び使途　　派遣先との連絡調整のための旅費、通信費、庁内事務費などとし、特に使途は限定しない。

5　交付時期　　職員を派遣したことを確認して、毎年１月に交付する。

6　予算措置　　ア）24年度市長会一般会計補正予算に計上する

予算計上額　　10,280千円

財　　源　　市長会財政調整基金取崩し

（23年度末残高144,222千円）

イ）25年度市長会一般会計当初予算に計上する

予算計上額　　11,000千円

財　　源　　市長会財政調整基金取崩し

7　この助成交付金制度は職員の派遣要請があるまでの間とする。

（参考）

１．交付額の内容等

区分		実質派遣　0.25～1.0人 （年間ベース１人以下の市）	実質派遣　1.25～2.0人 （年間ベース２人以下の市）	実質派遣　2.25人以上 （年間ベース2.25人以上の市）
経費の内訳	派遣先との打合せ旅費	１名 １泊２日　80千円 １名 １泊２日　60千円	１名 １泊２日　80千円 １名 １泊２日　60千円	１名 １泊２日　80千円 １名 １泊２日　60千円
	派遣職員の事前打合せ旅費	１名 ２泊３日　70千円	２名 ２泊３日 140千円	３名 ２泊３日 210千円
	通信費等	20千円	20千円	20千円
	計	230千円	300千円	370千円

２．平成24年度補正予算計上額（実績見込）

市数	24市（230千円）	6市（300千円）	8市（370千円）
交付額	5,520千円	1,800千円	2,960千円
合計	10,280千円		

３．平成25年度当初予算計上額

市数	23市（230千円）	9市（300千円）	6市（370千円）
交付額	5,290千円	2,700千円	2,220千円
合計	10,210千円≒11,000千円		